

社会福祉法人名古屋市社会福祉協議会会員規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人名古屋市社会福祉協議会定款（以下「定款」という。）

第20条第3項の規定により、会員について必要な事項を定めることを目的とする。

(会員の定義)

第2条 会員は、社会福祉法人名古屋市社会福祉協議会（以下「本会」という。）の目的に賛同し、本会の構成員として地域福祉の推進のために連携、協働するものとする。

(会員の範囲)

第3条 会員は、次の区分に属するもので、所定の手続きを経て入会したのものをもって構成する。

- (1) 第1号 区社会福祉協議会
- (2) 第2号 社会福祉関係事業者
- (3) 第3号 民生委員、児童委員又はその代表
- (4) 第4号 社会福祉に関係ある団体
- (5) 第5号 社会福祉に関する活動を行っている市民活動団体
- (6) 第6号 社会福祉関係公務員
- (7) 第7号 学識経験者

(入会手続)

第4条 本会の会員となる手続きは、次のとおりとする。

- (1) 前条に定める第1号、第2号、第3号、第4号及び第5号会員として入会を希望する者は、入会申込書（第1号様式）に活動現況表（第2号様式）、定款又は規約等必要な書類を添えて本会の会長（以下「会長」という。）へ提出し、入会審査会の審議を経て会長が承認し、理事会に報告する。
- (2) 前条に定める第6号及び第7号会員については、入会審査会の審議を経ないで会長が承認し、理事会に報告する。
- (3) 会員の入会を承認したときは、入会を承認した日を入会日と定め、その旨を入会申込者に通知するとともに会員名簿に登録する。
- (4) 会員の入会を承認しなかった時は、その旨を入会申込者へ通知する。

(会員の責務)

第5条 会員は、相互に協力し、地域社会の中で、すべての人びとの権利が守られ、安心して暮らすことのできる地域福祉の理念の実現に向けて努力するものとする。

(会員の権利)

第6条 広報紙等を通じて社協・地域・行政関係の情報を得ることができる。

- 2 部会等の会員諸活動に参加し、課題の共有や意見、提言を行うことができる。
- 3 本会の実施する大会、研修会等の活動に参加するとともに、連携・協働事業を通じた活動支援を得ることができる。
- 4 理事・評議員及び部会委員に選任される資格を有する。

(会費)

第7条 会員は、年度（4月1日から翌年3月31日までをいう。）を単位に別表1に定める会費を負担するものとする。ただし、年度の途中で会員となった者で、会員となった日から当該年度の末日までの期間が6か月以内の場合は6か月以内の期間に対する会

費として別表1の2分の1の会費の額を、また3か月以内の場合は会費を免除する。

- 2 納入した会費に過誤納があった場合はすみやかに会員に返還するものとする。
- 3 第1項の規定に関わらず、会員から別表1の額をこえて負担する申し出のあったときは、その額とし、特別の事由があるときは、会長の承認を経て会費を減免することができる。
- 4 納入した会費は、会員が当該年度末日の6か月前の日までに退会した場合は、別表1の2分の1の会費の額を返還する。ただし、会員資格の喪失の場合は返還しない。
- 5 当該年度の末日までに会費の納入を行わなかった場合は、その年度末をもって会員資格を喪失したものとみなす。

(退会)

第8条 会員が退会するときは、退会届(第3号様式)を会長に提出するものとし、受理された日を退会の日とする。

(会員資格の喪失)

第9条 会員は次に掲げる場合には、会員の資格を失う。

- (1) 本会の組織を利用して、営利、政治、宗教活動を行ったとき
- (2) 本会の名誉を著しく傷つけたとき
- (3) 故意又は重大な過失により本会に損害を与えたとき
- (4) ひぼう、中傷などにより、他の会員の名誉を著しく傷つけたり、損害を与えたとき
- (5) 法令違反若しくは公序良俗に著しく反する行為があり、社会的に多大な影響を与えたとき

2 会員が前項に該当した場合は、理事会の議決を経て除名するものとする。ただし、この場合理事会の開催日5日前までにその旨を当該会員に文書をもって通知し、かつ理事会において弁明する機会を与えなければならない。

(賛助会員)

第10条 賛助会員は、本会の目的に賛同し、本会の事業や運営に要する経費を賛助するものとし、会費は別表2に定めるとおりとする。

(規程の変更)

第11条 この規程を変更しようとするときは、理事会の同意を得て、評議員会の議決を経なければならない。

(委任)

第12条 この規程の施行について必要な事項は、会長が定める。

附 則

この規程は、昭和39年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、昭和51年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、昭和61年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成10年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成19年6月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

別表 1

資 格		資 格 を 有 す る 者 の 範 囲	会 費 (年額)
号	区 分		
1	区社会福祉協議会	区社会福祉協議会	12,000 円
2	社会福祉関係事業者	<p>名古屋市内に所在地がある</p> <p>1 社会福祉法第 2 条第 2 項又は第 3 項に定める事業を経営する施設及び事業所</p> <p>2 更生保護事業法第 2 条第 2 項に定める事業を経営する施設及び事業所</p>	<p>均等割 1,000 円</p> <p>人員割 400 円</p>
3	民生委員、児童委員 又はその代表	<p>1 民生委員、児童委員</p> <p>2 市及び区の区域を単位として民生委員、児童委員を会員とする団体</p>	<p>人員割 300 円</p> <p>団体割 2,000 円</p>
4	社会福祉に係る ある 団 体	名古屋市内に主たる事務所がある、市域を単位として社会福祉を目的とする事業を行っている団体	2,000 円
5	社会福祉に関する 活動を行っている 市 民 活 動 団 体	<p>1 名古屋市において活動を行い、かつ社会福祉に関する活動を行っているボランティア団体及び連絡組織</p> <p>2 名古屋市内に法人登記所在地があり、特定非営利活動促進法別表（第二条関係）一、三、六、十一、十七のいずれかの活動が定款に記載され、かつ社会福祉を目的とする事業を行っている NPO 法人</p>	2,000 円
6	社会福祉関係公務員	<p>1 名古屋市社会福祉関係所管局の担当副市長、局長、副局長及び部課の長</p> <p>2 名古屋市区社会福祉事務所において課長以上の職にある者</p>	免 除
7	学 識 経 験 者	<p>1 保健医療、教育その他社会福祉と関連する事業を行う者</p> <p>2 その他社会福祉に関係ある学識経験者</p>	免 除

*第 2 号区分公立公営施設の会費額は免除とする

別表 2

区 分	資 格	会費（年額）
賛助会員	個人	1口 2,000円
	法人・団体	1口 10,000円